

用の事に付て事の起つたときは役所で極めることになります

六、職工此規則に依りて療治中仕事が出来ないで賃金を探る事が出来ない時は、三月迄は賃金の半分、四月目からは賃金の三つ一つを會社から貰ふ事が出来る故、其療治を受けてゐる病院か又は醫者から仕事をする事が出来ないといふ診断書を貰つて會社の守衛長へ御出しなさい、但し色々の事柄で會社へ出る事が出来ない事が明に會社の方に明つてるときは診断書はいりません。

療治を初めてから三年立つても未だ癒らないときは療治を初めたときの賃金の百七十日分を會社から其職工に拂渡して會社の費用でする療治と今迄の賃金の支拂を止めることが出来ます。

七、職工が死だとき又は病氣、怪我が癒つても以前の通にならないうときは會社は左の通り手當を支拂ひます。

- 一、死んだとき

遺族扶助料	賃金	貳	百	日	分
葬祭料	金	拾	五	圓	
- 二、一生自分用の達せぬもの

扶助料	賃金	百	七	拾	日	分
-----	----	---	---	---	---	---
- 三、一生仕事の出来ぬもの

扶助料	賃金	百	五	拾	日	分
-----	----	---	---	---	---	---
- 四、今迄の仕事の出来ぬもの、元の丈夫になれぬもの又は女で上づらに見悪い痕の出来た者

扶助料	賃金	百	日	分	
-----	----	---	---	---	--
- 五、元の身體にはなれぬとも元の仕事をすることのできるもの

扶助料	賃金	四	拾	日	分
-----	----	---	---	---	---

八、療治代と扶助料は其本人に又葬祭料は葬祭をする遺族に支拂ひ遺族扶助料は左の者に支拂ひます。

- 一、職工の配偶者
 - 二、配偶者の無いときは職工の死だとき同じ戸籍の内にある其職工の目下の子、孫、曾孫と言ふ如きものか又は親、祖父母、高祖父母と云ふ如き目下にて續柄の近き者但し目下と目上と續柄が同じときは目下の方を先にする事
 - (二)に書いた者の内同じ順の者が数人あつたときは左の通の順に支拂をする事
 - (イ)職工の家督相續人か又は戸主
 - (ロ)男は女よりも先にする事
 - (ハ)前に書いた目下に付ては男又は女の間では第一には正當の夫婦の間に生れた子